

保険・年金 フォーカス

米国 PBR (プリンシプル・ベースの 責任準備金評価) 制度の動向 —NAIC が、2017 年からの実施を採択—

取締役 保険研究部 研究理事

年金総合リサーチセンター長

TEL: (03)3512-1777

中村 亮一

E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1—はじめに

米国における PBR (プリンシプル・ベースの責任準備金評価: Principle Based Reserving) 制度の導入を巡る動きについては、保険年金フォーカス「米国 PBR (プリンシプル・ベースの責任準備金評価) 制度の動向—ついに、2017 年からスタートか—」(2016.4.18) (以下「前回の保険年金フォーカス」という) で報告した。

その中で、PBR 制度が効力を発するためには、各州が、一定の要件を満たす形で、標準責任準備金法等の改正に関する NAIC (全米保険監督官会議) のモデル法を採択する必要があったが、各州の採択が進んで、4 月上旬の時点において、改正法が効力を発するための数的要件が満たされた、ことを報告した。

ただし、この効力が発するためには、各州の採択内容が NAIC のモデル法と「実質的に同等」である、との要件の確認が行われる必要があった。これについては、NAIC の「PBR 実行 TF (タスク・フォース) (Principle-Based Reserving Implementation (EX) Task Force)」が評価・検討を行っていた。

このたび、NAIC は、6 月 10 日に、PBR 実行 TF から、「(実質的に同等との質的な面を含む) 要件が満たされたため、2017 年 1 月 1 日から、PBR の効力を発すべき」との勧告を受けて、これを採択した。これにより、まさに、2017 年 1 月 1 日から、PBR 制度がスタートする、ことになった。

このレポートでは、この内容について簡単に報告する。なお、PBR 制度導入による影響及び今後の課題等については、前回の保険年金フォーカスで述べているので、今回のレポートでは触れていない。

2—PBR 制度について

1 | PBR 制度とは¹

PBR とは、その名が示すとおり、これまでのルール・ベースの責任準備金評価とは異なり、プリンシプル・ベ

¹ PBR 制度の具体的な内容については、筆者による、基礎研レポート「[米国の責任準備金評価制度は IMF によってどう評価されたのか—米国に対する FSAP \[保険セクター\] の結果報告—](#)」(2015.5.11) を参照していただきたい。

ースで責任準備金評価を行う方式である。具体的には、これまでの「算式や計算基礎率等の前提を含めて、法令等に詳細な内容を規定する方式」とは異なり、「法令等には、基本的には考え方等のプリンシプルのみを規定し、その原則に基づいて、各社の判断で、適切な責任準備金評価の詳細な内容を決定していく方式」である。

2 | NAIC の標準責任準備金法の改正等

NAIC は、こうした PBR 制度に関する標準責任準備金法の改正を、以下の通り、行ってきた。

- ①2009 年に標準責任準備金法 (Standard Valuation Law) 改正が採択され、PBR(プリンシプル・ベースの責任準備金評価 : Principle Based Reserving) が採用された。
- ②2012 年には PBR に関する細部を規定した責任準備金評価マニュアル (Valuation Manual) 及び標準不没収価格法 (Standard Nonforfeiture Law) 改正が採択された。

3 | PBR 制度導入の要件

ただし、この改正法が効力を発するためには、標準責任準備金法 (Model # 820) 第 11 条 B の規定により、以下の条件が満たされる必要があり、さらに、実際に「責任準備金評価マニュアル」の効力が発生するのは、「以下の要件が全て満たされた場合の最初の 7 月 1 日に続く暦年の 1 月 1 日」となっていた。

- ①責任準備金評価マニュアルが、少なくとも 42 のメンバーか、投票メンバーの 3/4 のいずれか大きい賛成票によって、NAIC によって採択される。
- ②2009 年改定の標準責任準備金法か、実質的に同等の用語や規定による法律が、2008 年ベースの元受保険料の 75% より大きい州で制定される。
- ③2009 年改定の標準責任準備金法か、実質的に同等の用語や規定による法律が、55 (米国 50 州、アメリカ領サモア、アメリカ領ヴァージン諸島、コロンビア特別区、グアム、プエルトリコ) のうち少なくとも 42 で制定される。

3—PBR 実行 TF からの勧告内容

今回、PBR 実行 TF が NAIC の Executive (EX) Committee に勧告した内容は、以下の通りである。

1 | 勧告内容とその評価方法等

勧告内容の結論は、以下の通りである。

「保険料で 79.5% を占める 45 の管轄地域が、改定後の標準責任準備金法等と『実質的に同等 (substantially similar)』とみなされる改正法を採択した。これにより、(2—3 | で述べた)①~③の要件が満たされることになり、『責任準備金評価マニュアル』は 2017 年 1 月 1 日から効力が発生すべきである。」

この勧告の根拠となる評価方法等については、以下のように説明されている。

2015 年 11 月 21 日に、PBR 実行 TF は「責任準備金評価マニュアルの発効日を決定するために、実質的に類似な条件と規定を評価するための計画」を採用した。これに基づいて、必要な調査書が 2016

年1月29日に（その時点で改正法を採択していた）43の州に配布され、回答を得た。

NAIC Legal Division が、州の法務担当責任者と NAIC のテクニカル・スタッフのグループと共に、Model # 820（2009年改正）の各州の採択におけるかい離を特定化した「州の調査の回答」の予備的なリーガル・レビューを完了した。TF は、Model # 820 からの特定化されたかい離が、レビュー中の法を条件に会社に適用される責任準備金評価要件における類似性に、影響を与えるかどうかを検討するレビュー基準から得られる結果を、Model # 820（2009年改正）に実質的に類似した条件と規定を含んでいる法律を採択しているかどうかについての勧告の基礎とした。

（参考）各州毎の改正法の採択状況（2016年6月1日時点）

SVL "Jurisdiction" 管轄地域	2008年		SVL Adoption (採択)	
	保険料(百万ドル)	保険料 シェア(%)	採択州	保険料シェア
ALABAMA	12,732	1.27%	1	1.27%
ALASKA	1,599	0.16%		
AMERICAN SAMOA	4	0.00%		
ARIZONA	17,333	1.73%	1	1.73%
ARKANSAS	6,241	0.62%	1	0.62%
CALIFORNIA	68,041	6.79%	1	6.79%
COLORADO	16,928	1.69%	1	1.69%
CONNECTICUT	17,794	1.78%	1	1.78%
DELAWARE	5,775	0.58%	1	0.58%
DISTRICT OF COLUMBIA	7,289	0.73%		
FLORIDA	67,828	6.77%	1	6.77%
GEORGIA	25,700	2.57%	1	2.57%
GUAM	206	0.02%		
HAWAII	5,873	0.59%	1	0.59%
IDAHO	3,924	0.39%	1	0.39%
ILLINOIS	40,147	4.01%	1	4.01%
INDIANA	18,125	1.81%	1	1.81%
IOWA	10,094	1.01%	1	1.01%
KANSAS	8,744	0.87%	1	0.87%
KENTUCKY	10,959	1.09%	1	1.09%
LOUISIANA	13,126	1.31%	1	1.31%
MAINE	4,042	0.40%	1	0.40%
MARYLAND	18,879	1.88%	1	1.88%
MASSACHUSETTS	32,760	3.27%		
MICHIGAN	37,448	3.74%	1	3.74%
MINNESOTA	20,681	2.06%	1	2.06%
MISSISSIPPI	6,000	0.60%	1	0.60%
MISSOURI	20,030	2.00%	1	2.00%
MONTANA	2,197	0.22%	1	0.22%
NEBRASKA	5,861	0.59%	1	0.59%
NEVADA	6,936	0.69%	1	0.69%
NEW HAMPSHIRE	4,557	0.45%	1	0.45%
NEW JERSEY	39,668	3.96%	1	3.96%
NEW MEXICO	5,935	0.59%	1	0.59%
NEW YORK	92,167	9.20%		
NORTH CAROLINA	25,463	2.54%	1	2.54%
NORTH DAKOTA	2,299	0.23%	1	0.23%
OHIO	41,570	4.15%	1	4.15%
OKLAHOMA	8,701	0.87%	1	0.87%
OREGON	14,140	1.41%	1	1.41%
PENNSYLVANIA	62,331	6.22%		
PUERTO RICO	7,472	0.75%		
RHODE ISLAND	4,871	0.49%	1	0.49%
SOUTH CAROLINA	11,641	1.16%	1	1.16%
SOUTH DAKOTA	2,610	0.26%	1	0.26%
TENNESSEE	17,905	1.79%	1	1.79%
TEXAS	62,781	6.27%	1	6.27%
U.S. VIRGIN ISLANDS	231	0.02%		
UTAH	7,342	0.73%	1	0.73%
VERMONT	1,886	0.19%	1	0.19%
VIRGINIA	25,448	2.54%	1	2.54%
WASHINGTON	21,211	2.12%	1	2.12%
WEST VIRGINIA	4,963	0.50%	1	0.50%
WISCONSIN	22,013	2.20%	1	2.20%
WYOMING	1,302	0.13%		
Total	1,001,804	100.00%	45	79.50%

（※）NAICの資料に、筆者が一部修正及び翻訳を付け加えて作成

2 | 各州に求められる行動要件

各州は、(Model # 820) 第 11 条 B の要件の全てが満たされていることを決定しなければならない。Model # 820 は NAIC を決定機関として指定していないが、NAIC の勧告が、州の法律や行政手続きによって許容される場合、規制措置を支持するために使用される。いかなる規制措置も州の行政法のレビューを受ける必要があり、この手続きはこれらの一般的なレビュー要件を念頭に行われる。

加えて、多くの州法が第 11 条 B に規定されたものに加えて、責任準備金評価マニュアルの採用や

適用日の要件を含み、半分の州が責任準備金評価マニュアルが適用になる前に、規制、命令又は認証のための追加の要件を有している、ことに留意する必要がある。州が、追加アクションのためのこのような形式的な要件を有しているかどうかに関わらず、TF は、全ての州に対して、それが規制、会報、命令またはその他を介して、責任準備金評価マニュアルの適用日に関するいくつかのアファーマティブ・アクションを取ることを奨励している。

州によるこのようなアファーマティブ・アクションは、保険業界と他の州の両方に対して、その州が 2017 年 1 月 1 日に発効する PBR にしたがった責任準備金評価を開始する意図がある、という明確なガイダンスを提供することになる。州はまた 7 月 1 日より前に何らかのアクションが必要であるかどうかを判断するために、標準責任準備金法の採択を密接にレビューすることが奨励される。

4—今回の採択に関する NAIC のリリース内容

NAIC は、今回の PBR の採択に関して、6 月 10 日に以下の内容のリリースを行っている。

NAIC は、2017 年 1 月 1 日からスタートする PBR を有効化する勧告を採択した。PBR 実行 TF からの勧告は、米国の生命保険市場の約 80% を占める、45 の州を通過した改正標準責任準備金法の広範な分析の結果である。

NAIC 会長の John Huff 氏は、「これは、消費者や生命保険会社に利益をもたらす新しい革新的な生命保険商品に適応することができる新しい契約責任準備金評価制度の始まりを印すことになる。州ベースの保険監督制度にとっての歴史的偉業である。」と述べた。

生命保険会社の責任準備金評価方法に対するプリンシプル・ベースのアプローチを開発することは、近年 NAIC の優先課題であった。PBR は、会社が保険契約者への義務を果たすことを確実にすることを支援しながら、規制当局による強いソルベンシー監督を維持するように設計されている。

NAIC 副会長で PBR 実行 TF の共同議長である Julie Mix McPeak 氏は、「生命保険業界の責任準備金評価制度を現代化する NAIC の仕事は、生命保険市場や消費者にとって意味がある場合には、州が規制の変更を行うことに一丸となって取り組むことができる、ことを示している。この努力は長期間にわたって進行中であり、多くの人々がその不断の努力と貢献に対して賞賛されるべきである。」と述べた。

NAIC の PBR 実行 TF は、実施の前に重要な仕事を最終化しようとしている。これには、①PBR の手法を洗練化すること、②アクチュアリアル監視パイロットプロジェクトを管理すること、③監督レビュー及び分析手続きを開発すること、④追加の訓練資料を開発すること、⑤経験データ収集とレビューに取り組むこと、を含んでいる。

PBR 実行 TF の共同議長である Eric A. Cioppa 氏は、「生命保険商品は近年より複雑になってきた。我々の制度の変革は、生命保険会社が自身の契約の経験を使用することを許容することで、生命保険契約の責任準備金評価に対して、適正なサイズ(right-size)アプローチが適用されていくことになる。この刷新は、消費者にとってより手頃な価格の生命保険商品を開発するのに役立ち、より競争を促進することになる。」と述べた。

5—保険業界からの反応

ACLI(The American Council of Life Insurers : 米国生命保険協会)の会長兼 CEO の Dirk Kempthorne 氏は、「PBR は重要なマイルストーンに達した」として、PBR 制度の前進について高く評価する、以下の声明を出している。

ACLI は、10 年以上にわたって開発されてきた「プリンシプル・ベースの責任準備金」又は「PBR」として知られるこの現代化された手法を強く支持する。NAIC は、南北戦争に遡る責任準備金評価手法を最新化する上で、リーダーシップを発揮してきた。NAIC は 2005 年の夏のパブリック・ヒアリングに続いて、この重要なイニシアティブの概略を描き、2009 年にモデル法を承認した。

PBR は、生命保険会社が引き受ける契約によって生命保険会社が抱えるリスクをより正確に反映する責任準備金の水準をもたらすことで、契約の責任準備金を算出する現在の制度を強化することになる。

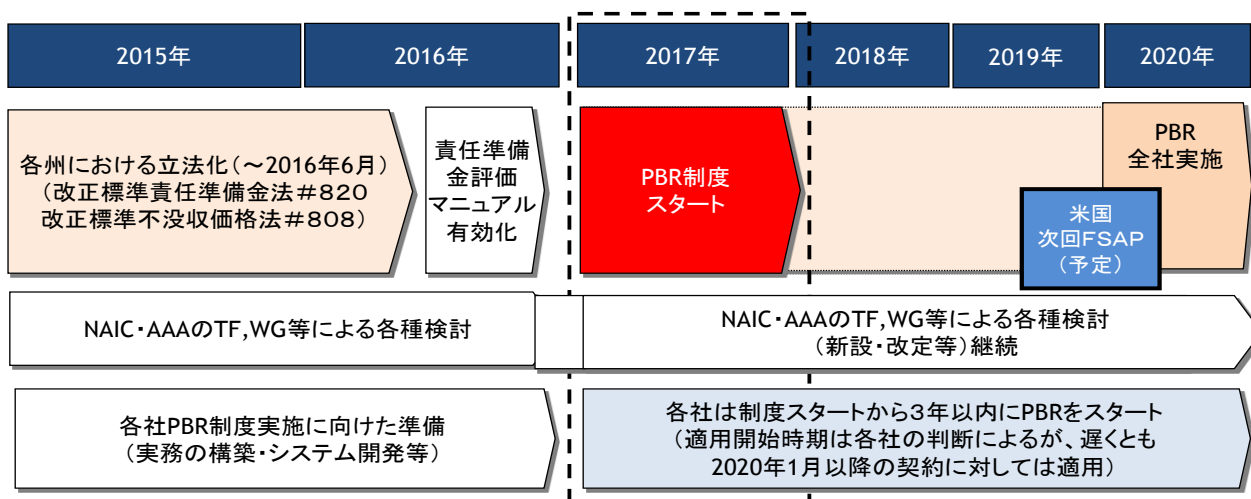
PBR は、保険会社が契約者に対する約束を果たすことができることを確実にするのに助けるために、規制当局のソルベンシー監視権限を強化する。最終的には、PBR の現代化された手法は、会社が、消費者が常に変化する金融ニーズに対処するのに役立つ革新的な生命保険商品やサービスを開発することを可能にする。

6—今後のスケジュール

今回の採択により、2017 年 1 月から責任準備金評価マニュアルの効力が発生し、新たな PBR 制度がスタートすることになる。ただし、実際の各会社の適用には 3 年の移行期間²が認められており、その 3 年間のいつから適用してもよいことになる。

下記が今後のスケジュールのイメージである。

(参考 2) PBR制度実施に向けてのスケジュール (2017年制度スタートの場合) (イメージ)



² 「3年間の移行期間」の意味するところは、「2017年1月にPBR制度が発効した場合で、3年間の移行期間を選択」した場合には、「2020年1月以降の契約からPBR制度を適用する」ことが許容される、ということになる。

7—まとめ

以上のように、2017年からPBR制度がスタートすることになった。ただし、その実施に向けては、NAICのリリース資料の中で触れられているような、PBR実行TFの仕事が残されている。さらには、以前の基礎研レポート「米国の責任準備金評価制度はIMFによってどう評価されたのか—米国に対するFSAP〔保険セクター〕の結果報告—」(2015. 5.11)」や前回の保険年金フォーカスで述べたように、保険会社・監督当局それぞれのサイドでの課題も多く残っている。

これらの課題については、今後の各種の検討を通じて、段階的に解決が図られていくことになるものと思われる。特に、PBR制度の考え方についての整合的な取扱いについては、各種のガイドラインの作成や実際の経験を通じて、今後順次構築されていくことになるものと想定される。

PBR制度の考え方については、今後の日本における責任準備金制度のあり方を検討していく上においても、大変参考になることから、引き続き米国のPBR制度を巡る動きについて注視していくこととしたい。

以 上